

重要事項説明書（低圧用）

1 小売電気事業者

リエスパワー株式会社（小売電気事業者登録番号:A0003）

2 媒介・取次・代理業者

媒介・代理業者 リエス株式会社

3 契約内容、お申込みについてのお問い合わせ窓口

リエスパワー株式会社

TEL：03-6844-3500

FAX：03-5960-1741

9:00～18:30(平日)

ウェブサイト：<http://www.lespower.co.jp/>

4 媒介・取次・代理業者の連絡先

リエス株式会社

TEL：03-5960-1740

FAX：03-5960-1741

9:00～18:30(平日)

ウェブサイト：<http://www.les.co.jp/>

5 お申込み方法およびご契約の成立について

「重要事項説明書（低圧用）」、「電力需給契約申込書」、「電気供給約款（低圧用）」および「プライバシーポリシー」をご一読頂き、「電力需給契約申込書」のご提出をお願いいたします。

なお、「電力需給契約申込書」のご提出後、当社がその申し込みを承諾したときに、電力需給契約は成立いたします。

6 需給開始日

「電力需給契約申込書」に準じます。

需給開始日を変更する場合、新たな需給開始日はお客さまと当社との協議によって決定するものといたします。

「電力需給契約申込書」にて需給開始予定日を定め、供給準備その他必要な手続を経た後、需給開始日より電気を供給いたします。

7 電気料金の算定

「電気供給約款（低圧用）」および「電力需給契約申込書」に準じます。

8 工事および工事費等の負担について

料金の算定に必要な計量器（スマートメーター等）の取り付けについて、原則として費用負担はございません。

計量器工事(契約後の契約電力、契約電流、契約容量の変更等)または新たに電気を使用する場合における工事費について、当社が所轄の一般送配電事業者(以下「送配電事業者」といいます。)の託送供給等約款に基づき、工事費の精算を求められる場合において、費用を負担して頂きます。(非常変災等による理由の場合は除く。)

お申込み後、お客さまの事情により需給開始に至らなかった場合、当社が送配電事業者の託送供給等約款に基づき、工事費の精算を求められる場合において、費用を負担して頂きます。(非常変災等による理由の場合は除く。)

電気工作物等に故障その他の不具合が生じていることが認められた場合、速やかに当社又は送配電事業者に通知して頂きます。

9 振込手数料

電気料金等の振込に係る費用はお客さまにご負担頂きます。

10 その他費用

原則ございません。

11 契約電力

「電力需給契約申込書」に準じます。

12 供給電圧および周波数

送配電事業者の定めるいずれかの供給電気方式、供給電圧および周波数は以下といたします。

【供給電気方式】 交流単相2線式・交流単相3線式・交流3相3線式

【供給電圧】 100V・200V

【周波数】 50Hz・60Hz

13 供給電力および使用電力量の計量方法ならびに料金算定の方法

〔検針日および計量日〕

① 検針日は、送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

② 計量日は、送配電事業者が設置した記録型計量器に電力量計の値が記録された日といたします。

〔算定期間〕

料金の算定期間は、原則として1月とし前月の検針日または計量日から当月の検針日の前日または計量日の前日までの期間といたします。

〔算定方法〕

7「電気料金の算定」のとおりとします。

〔計量方法〕

使用電力量は、1月毎に送配電事業者の計量器によって計量した値といたします。

〔日割計算〕

基本料金の日割計算は、当該月の基本料金額に電気を供給した日数を乗じ、当該月の日数で除した金額といたします。

重要事項説明書（低圧用）

14 支払方法

電気料金の支払義務は、原則電気料金の請求が可能となった日に発生するものとし、支払方法、支払期日および支払日は以下といたします。なお、支払期日、支払日が金融機関の非取引営業日の場合は、翌営業日に延ばいたします。

① 銀行振り込み

支払期日は原則として支払義務発生日から起算して20日目までとします。

② 口座振替

支払日は原則として当社の指定する日とします。

15 託送供給等約款に定められたお客さまの責任に関する事項の遵守

お客さまが当社との契約にあたり、送配電事業者の託送供給等約款における以下の事項を遵守して頂くことを事前に承諾して頂きます。

① 電気の供給に必要な工事を行う際に、送配電事業者などの関連業者がお客さまの敷地内に立ち入る場合等には、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾して頂きます。

② 送配電事業者の計画停電等の給電指令が行われる際は従って頂きます。

③ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合は、電気の供給を停止する場合があります。

④ その他、送配電事業者の託送供給等約款に定める保安等に対するお客さまのご協力および、調査へご協力頂きます。

16 契約期間について

需給開始日から1年目の日までとします。

17 契約の更新

契約期間満了3ヶ月前までに、お客さまおよび当社から契約の変更・終了の意思表示がない場合、1年毎の自動更新となります。

18 契約の変更または解約の際の連絡先

リエスパワー株式会社

TEL：03-6844-3500

FAX：03-5960-1741

9:00～18:30(平日)

ウェブサイト：<http://www.lespower.co.jp/>

19 お客さまからの契約の変更または解約

お客さまが電力需給契約の変更を希望される場合は、その旨を当社所定の様式にて申し出いただき協議いたします。

お客さまが電力需給契約の解約を希望される場合は、あらかじめその解約日を定め、その解約日の3ヶ月前までに当社所定の様式にて通知していただく必要があります。

20 解約違約金および解約手数料

[解約違約金]

お客さまが需給開始日から1年経過前に電力需給契約の解約を希望される場合は、未払いの電気料金その他の債務に加え、以下の算定式により算定される金額を負担して頂きます。

(需給開始日から解約日までの電気料金合計) × 20パーセント

[解約手数料]

お客さまが解約日の3ヶ月前までに解約を当社に通知されなかった場合、以下の算定式により算定される金額を負担して頂きます。

(直近1年間の電気料金合計) ÷ 365 ×

(解約日から3ヶ月前までの暦日数 - 解約通知日から解約日までの日数)

21 当社の申し出による契約の変更または解約

当社は、送配電事業者の託送供給等約款の改定および発電費用、電力調達費用やお客さまの大幅な使用状況の変動等により、料金改定が必要となる場合、電気料金等を改定することがあります。その場合、新たな電気料金およびその適用開始日をお客さまに通知いたします。

新たな電気料金をご承諾頂けない場合、変更通知受領後30日以内に当社に対してご解約のお申し出を頂くことで、19「お客さまからの契約の変更または解約」の定めにかかわらず、契約を解除することができます。解約のお申し出が前文で定める期限までに頂けない場合は、変更をご承諾頂けないお客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は契約を解除することができます。なお、この場合には、電気の供給を停止する15日程度前までにお客さまに予告することとします。

① 電気料金を支払期日より20日経過してもなお支払わない場合

② お客さまが支払を要することとなった延滞利息など、電気料金以外の金銭債務を支払わない場合

③ その他、お客さまが約款等の規定に違反した場合

その他

[委任状]

電気使用量実績データ確認等のため「使用量照会パスワード発行委任状」をご提出頂く場合があります。

[メーター交換]

東京電力送配電地域以外のお客様は、原則、計量器取り付けの際に5分～40分程度の間停電いたします。

[力率]

前小売電気事業者より力率割引、力率割増がある際は、力率の適用があったことが確認できる書面をご提出いただけます。その場合同条件で割引、割増を適用いたします。

書面をご提出いただけない場合は力率割引および力率割増は対象外といたします。